

令和3年7月9日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

健康医療局

## 第 37 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 3 年 7 月 8 日 (木) 19 時 00 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

### 議題

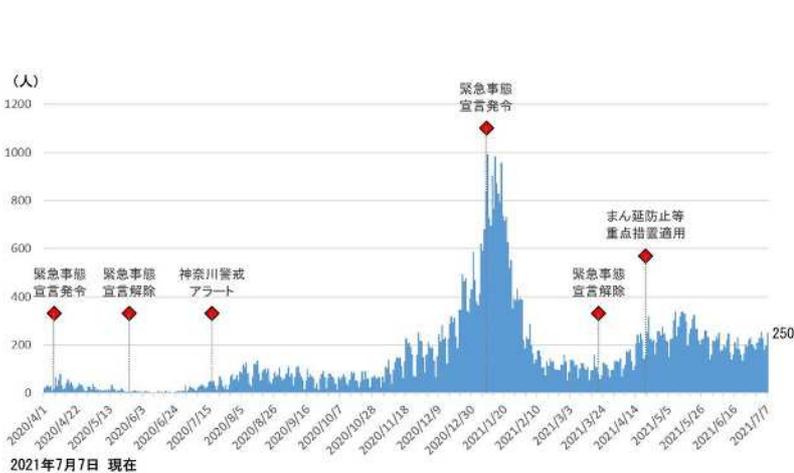
1. 7 月 12 日以降の対応について

2. その他

# 新型コロナウイルスに係る現在の状況について <7月7日までのデータを反映>

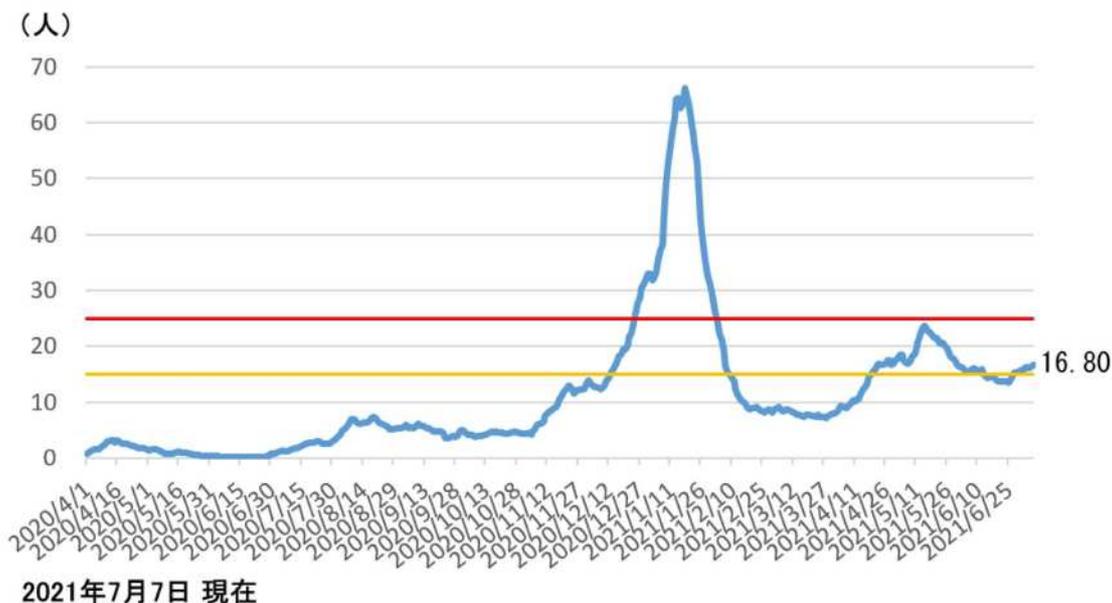
令和3年7月8日  
 健康医療局医療危機対策本部室

## 新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
5月	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	338人	237人	277人	319人	337人	339人	328人	2175人
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	296人	199人	248人	269人	308人	327人	268人	1915人
	23	24	25	26	27	28	29	週合計
	266人	218人	200人	225人	227人	260人	258人	1654人
	30	31	6/1	2	3	4	5	週合計
233人	139人	159人	218人	215人	234人	224人	1422人	
6月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	249人	173人	179人	201人	189人	220人	247人	1458人
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	170人	141人	160人	210人	184人	231人	181人	1277人
	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	162人	135人	163人	201人	192人	221人	231人	1305人
	27	28	29	30	7/1	2	3	週合計
203人	192人	181人	209人	211人	230人	254人	1480人	
7月	4	5	6	7	8	9	10	
	226人	180人	198人	250人				

# 新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)



※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算

※県のステージ判断指標におけるステージⅣ移行の基準値として、25人（／週）以上であることを設定している。

3

# 新規感染者の推移（人口10万人当たり・週合計）②



2021年7月7日 現在

4

# 新規感染者の推移（横浜市・川崎市・相模原市）

※下記グラフの人数には、保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

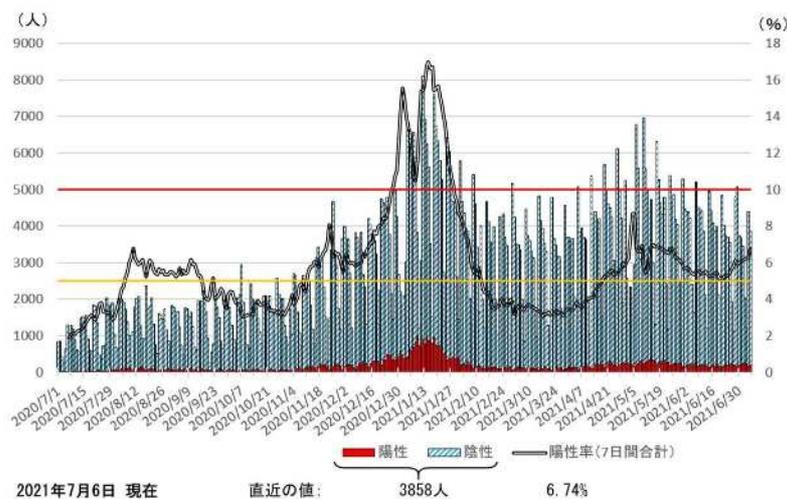


## 人口10万人当たりの居住地別の週合計の推移



2021年7月7日 現在

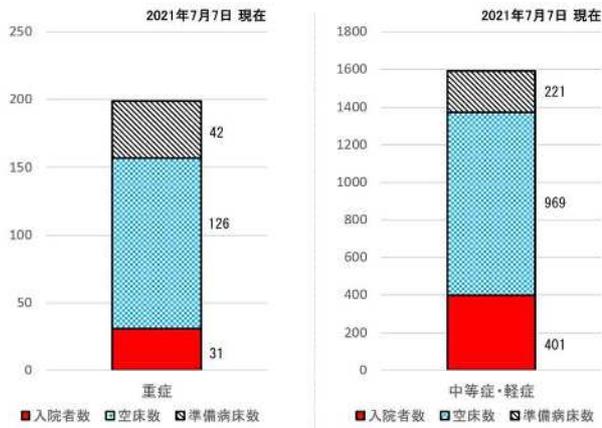
# 検査人数と陽性率の推移



※県のステージ判断指標におけるステージⅢ移行の基準値として5%以上、ステージⅣ移行の基準値として10%以上であることを設定している。

※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数+陰性患者数=検査人数。陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

## ■ 病床利用率



【参考】即応病床数総計：1,527床

※入院者数 + 空床数 = 即応病床数  
 準備病床は、最終的な確保病床数（1790床 = 重症199床 + 中等症（軽症を含む）1591床）から即応病床数を引いた数

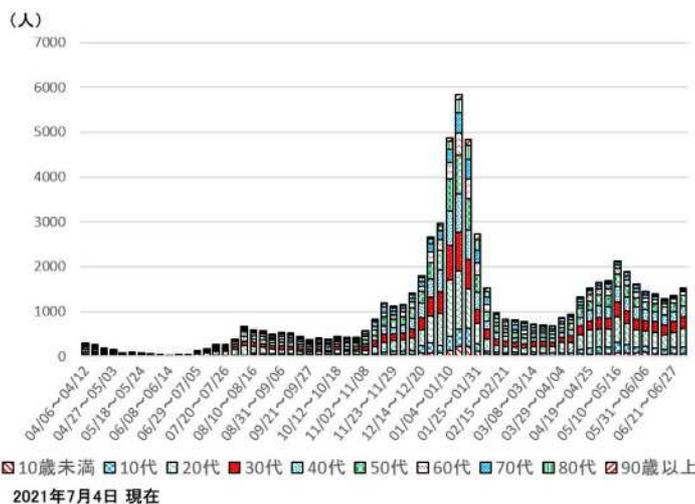
## ■ 病床利用率の推移



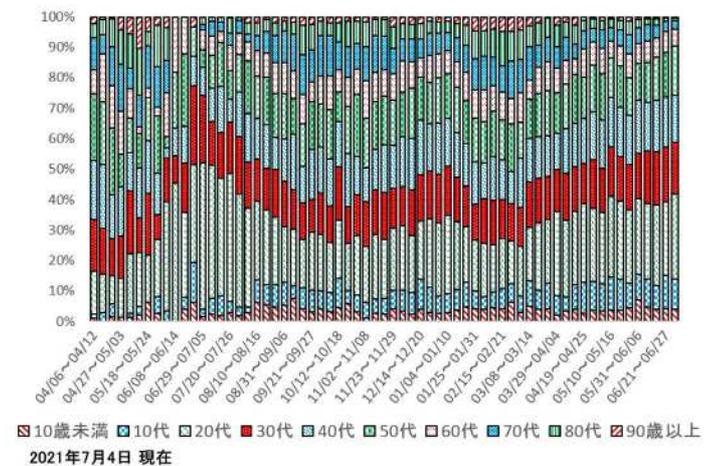
※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。  
 ※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

# 年代別感染者の推移（週別）

## ■ 実数ベース



## ■ 割合ベース

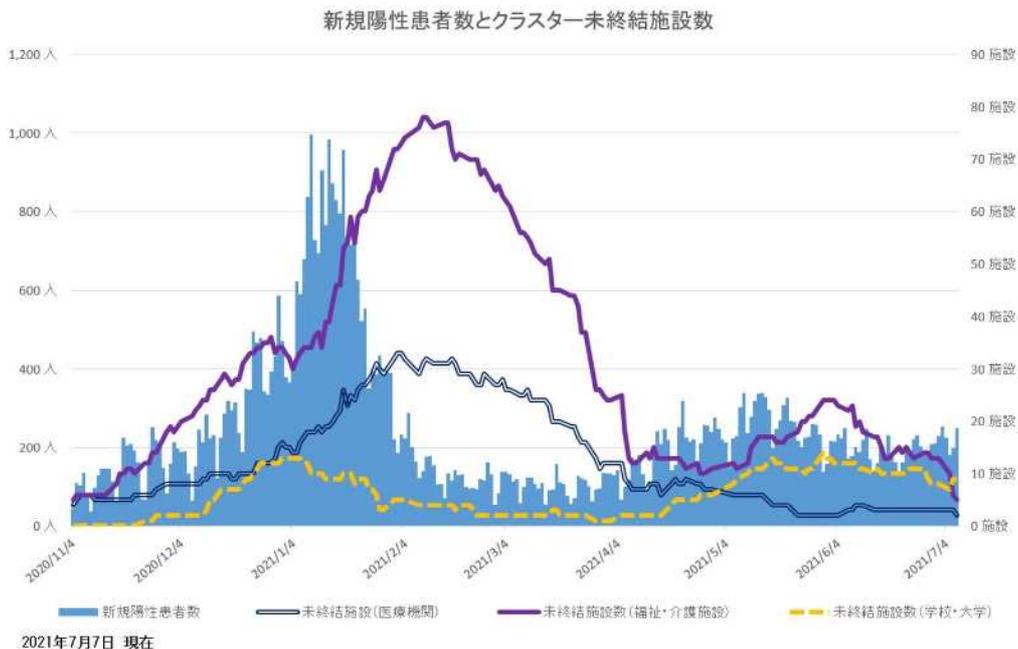


# 20・30代、70代以上の新規感染者の割合（各週）



9

# 新規陽性患者数とクラスター未終結施設数



10

判断項目			本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療の ひっ迫具合	病床 全体	Ⅲ	24.13% 432床 7月7日 時点	最大確保病床 の使用率 <b>20%以上</b>	<b>358床</b> 1,790床(疑似症含まない 確保病床数)×0.2	最大確保病床 の使用率 <b>50%以上</b>	<b>895床</b> 1,790床(疑似症含まない 確保病床数)×0.5
		重症者 用病床	Ⅱ	15.58% 31床 7月7日 時点	最大確保病床 の使用率 <b>20%以上</b>	<b>39床</b> 199床(疑似症含まない 確保病床数)×0.2	最大確保病床 の使用率 <b>50%以上</b>	<b>99床</b> 199床(疑似症含まない 確保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅲ	20.47人 1,887人 7月7日 時点	人口10万人当たり 全療養者数 <b>20人以上</b>	<b>1,843人</b> 92.19×20	人口10万人当たり 全療養者数 <b>30人以上</b>	<b>2,765人</b> 92.19×30	
感染の状況	PCR陽性率		Ⅲ	6.74% 7月6日 時点	<b>5%以上</b>		<b>10%以上</b>	
	新規陽性者数		Ⅲ	16.80人 1,549人 7月7日 時点	人口10万人当たり 週合計 <b>15人以上</b>	<b>1,382人</b> (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり 週合計 <b>25人以上</b>	<b>2,304人</b> (週平均329.1人/日) 92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ	63.20% 7月7日 時点	<b>50%以上</b>		<b>50%以上</b>	

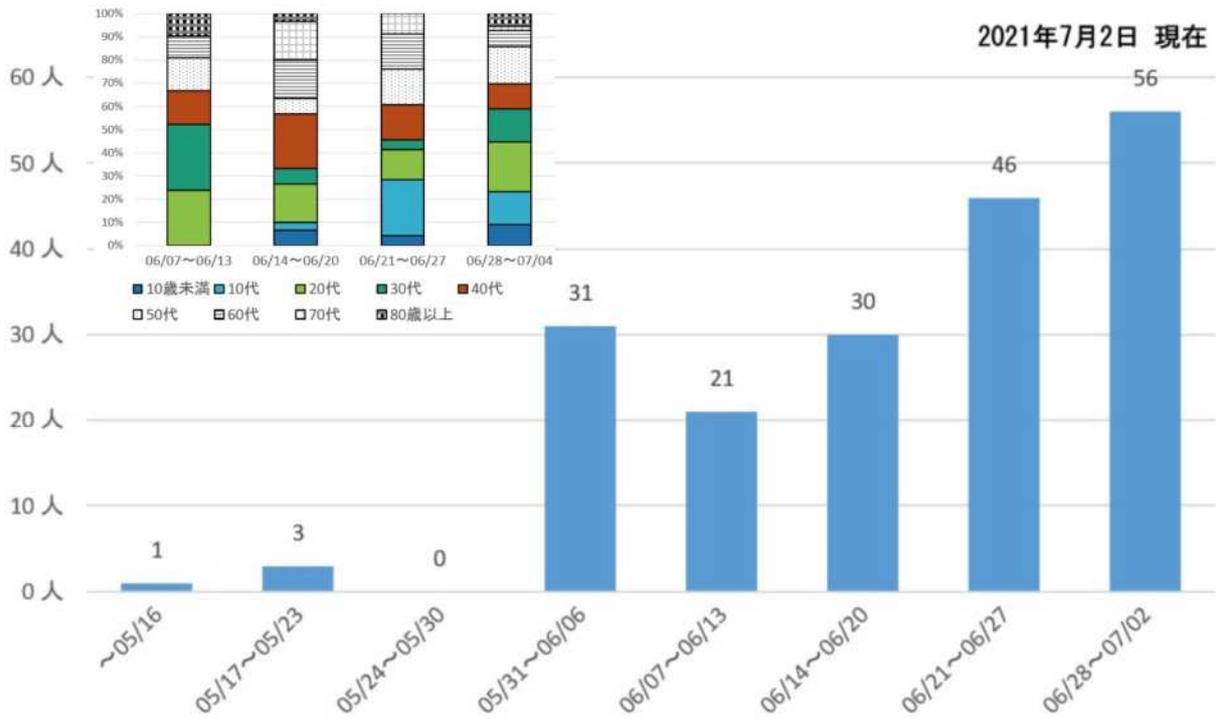
参考: 病床利用率(即応病床中)  
病床全体: 28.29%  
うち重症: 19.75%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

## B.1.617.2(δ株)の発生状況

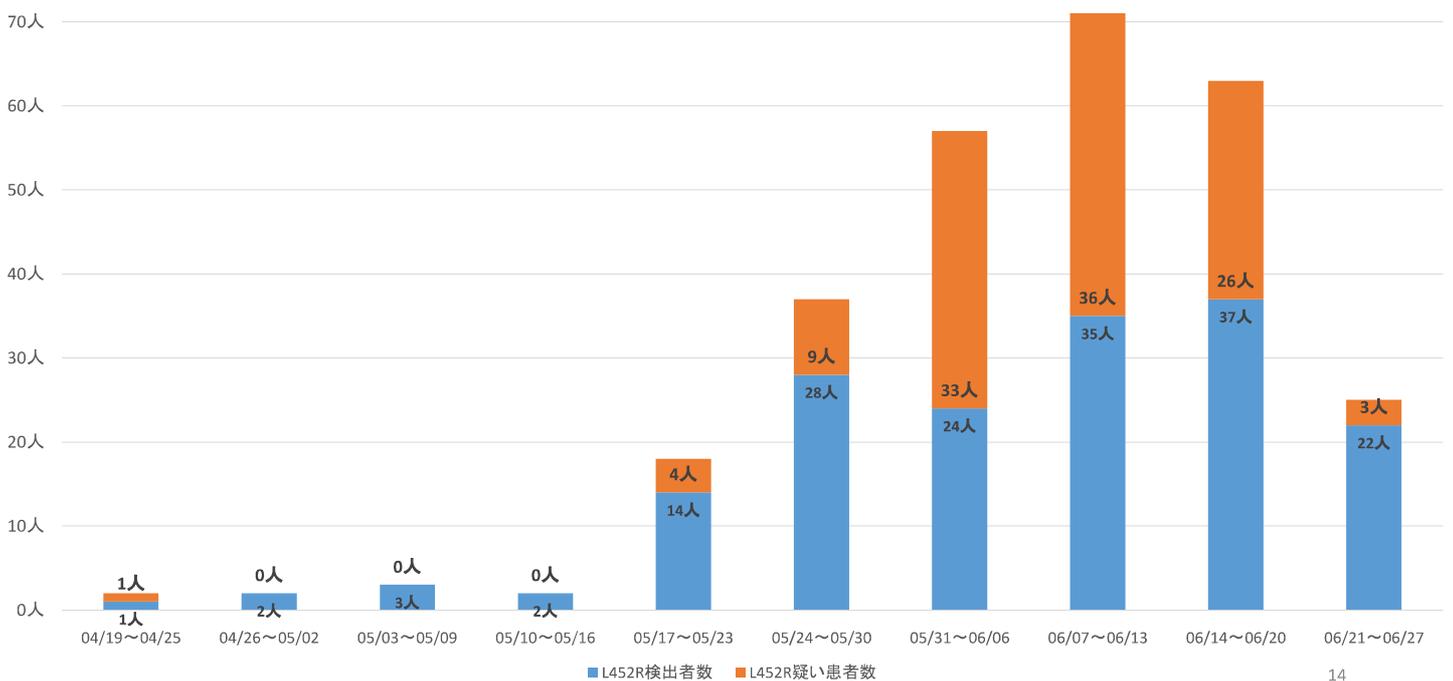
2021.7.2 (金)

# L452R変異を持つウイルスの新規発生患者数



13

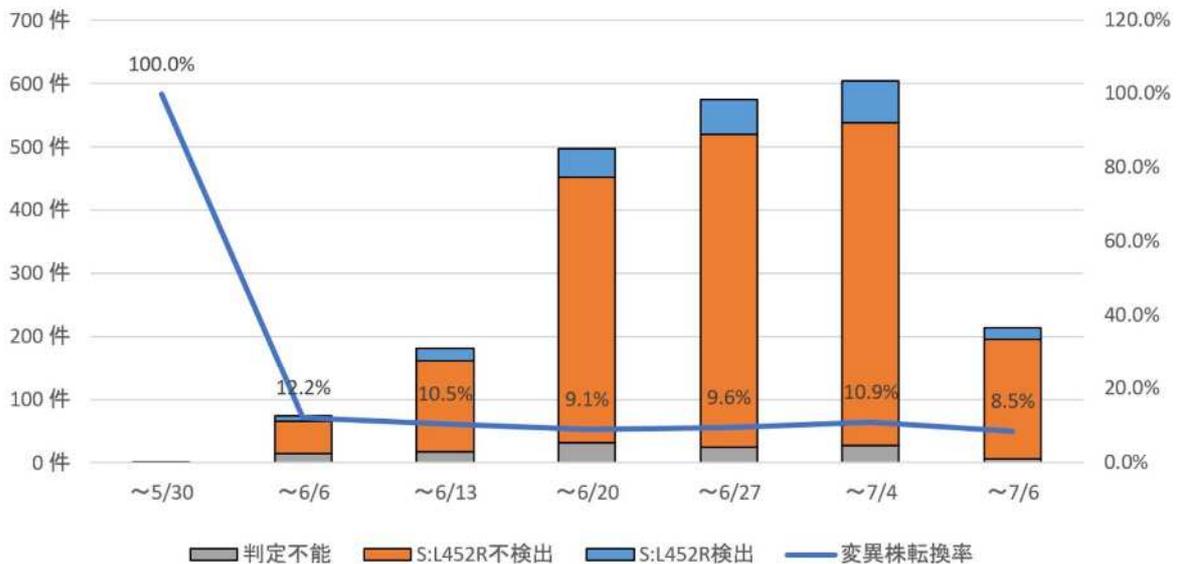
## L452R検出者数 + L452R疑い患者の発生状況（6月27日現在）



14

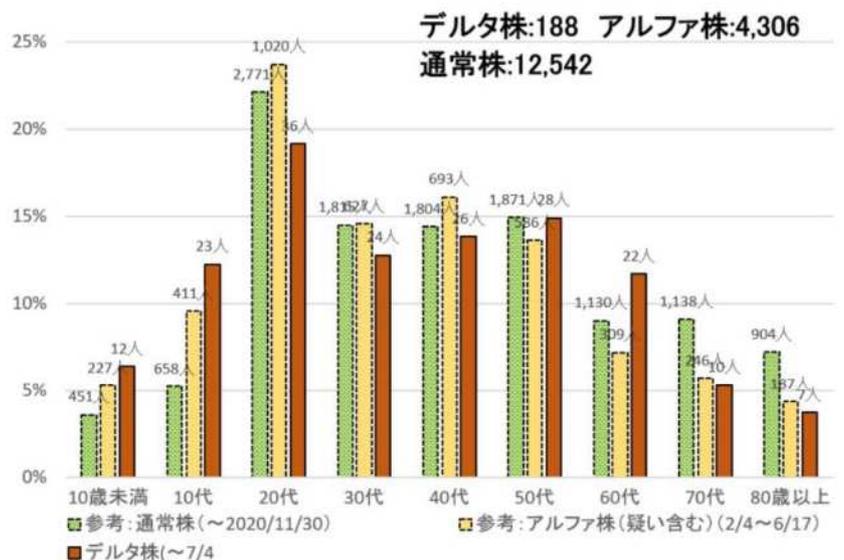
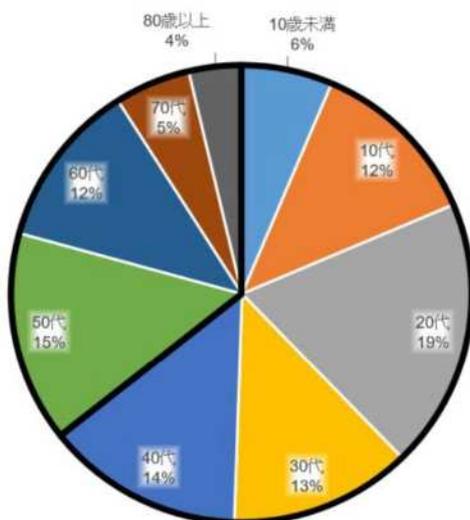
# L452R変異モニタリング検査件数及び転換率（※速報値）

S:L452R変異ウイルスモニタリング検査件数及び転換率（※速報値）



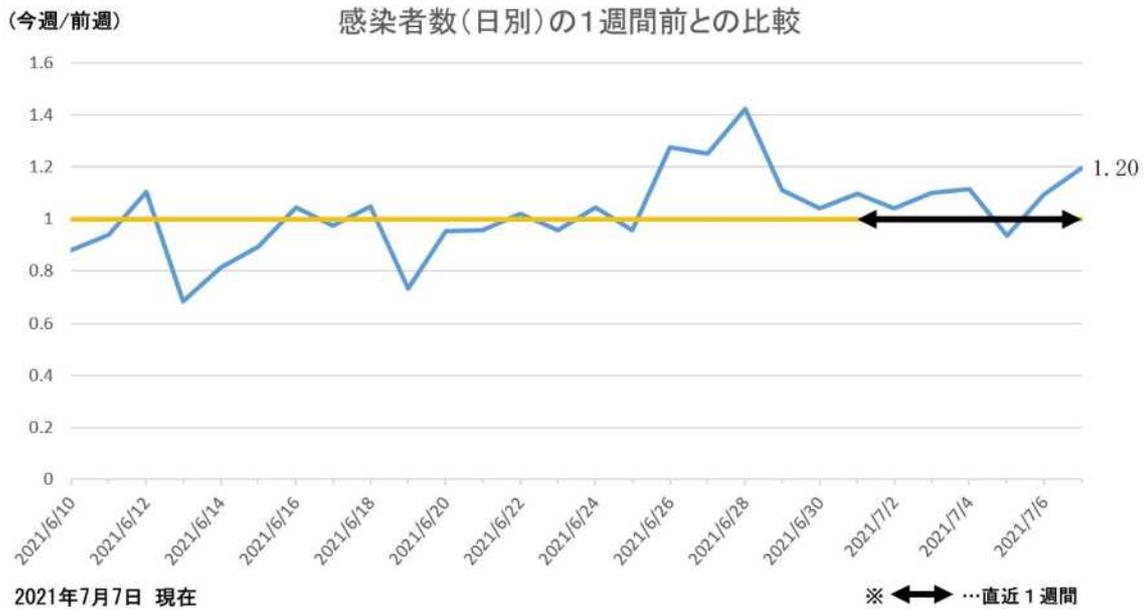
15

# COVID-19患者全体とL452R変異患者の年齢層の分布



16

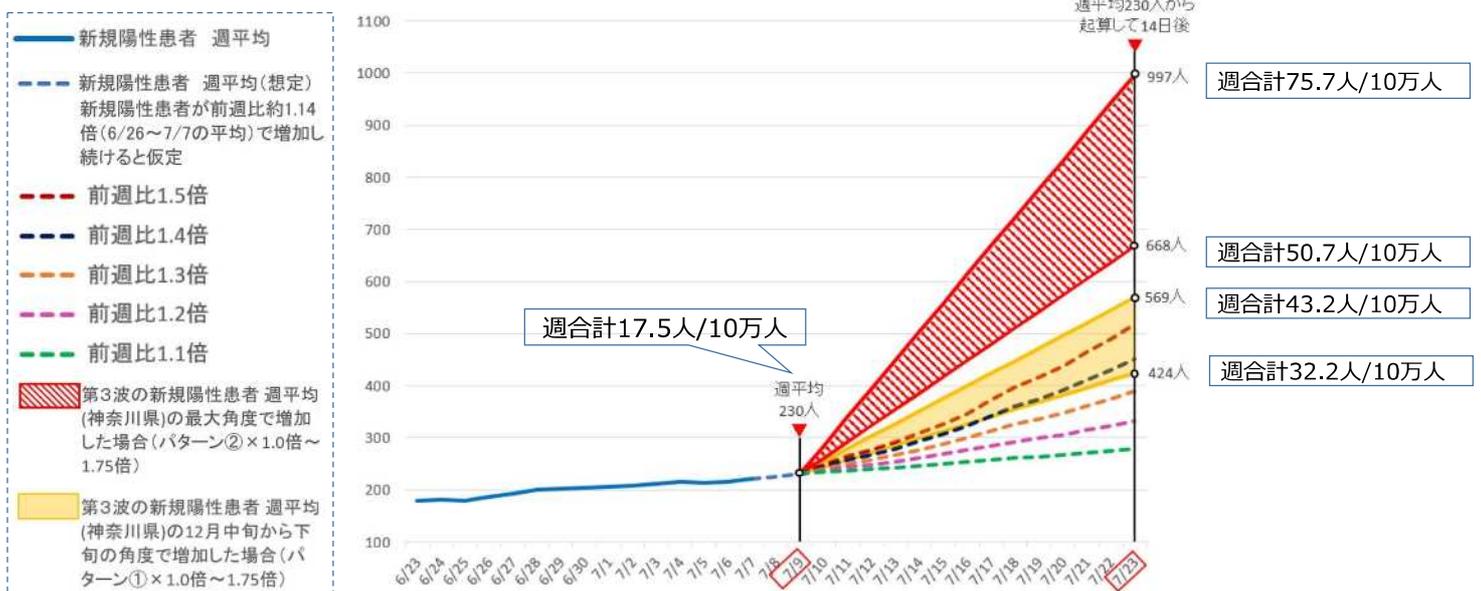
# 感染者数（日別）の1週間前との比較



17

# 新規陽性患者 週平均のシミュレーション

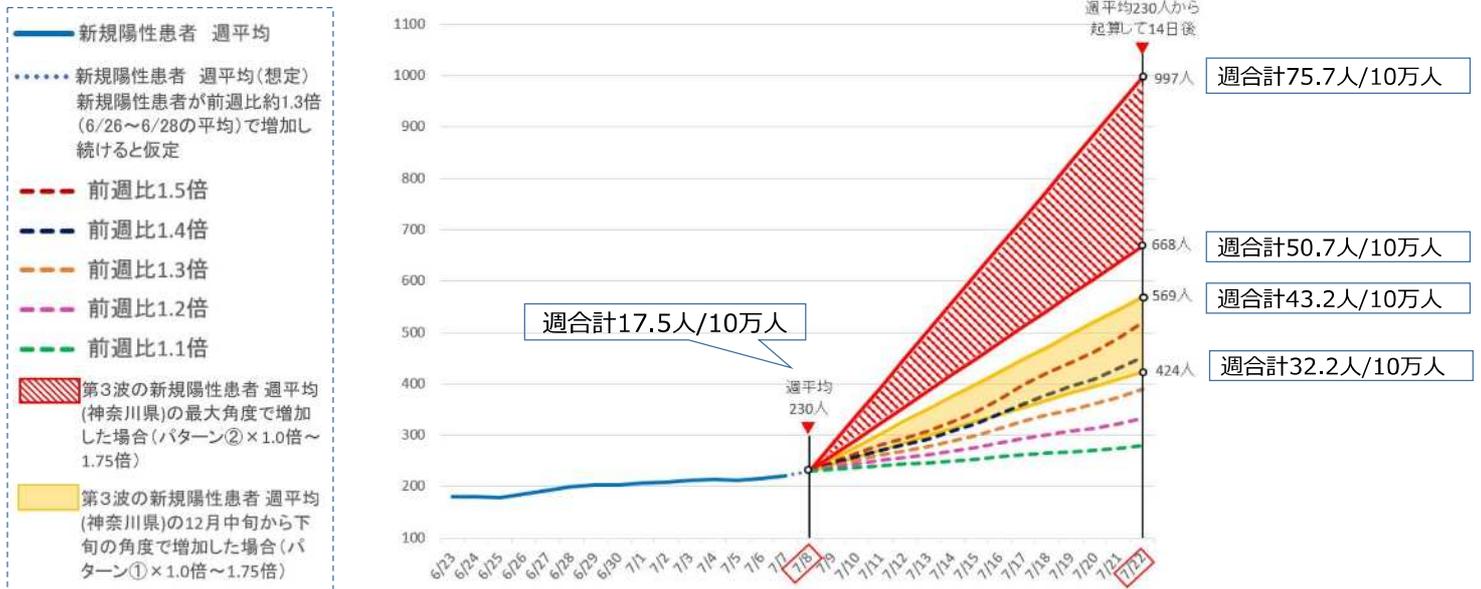
■ 14日後の新規陽性患者 週平均のシミュレーション(週平均230人・週合計17.5人/10万人スタートの場合)



18

# 新規陽性患者 週平均のシミュレーション

## ■ 14日後の新規陽性患者 週平均のシミュレーション(週平均230人・週合計17.5人/10万人スタートの場合)



# 7月12日以降の 本県の対応について

令和3年7月8日

# 措置区域について

## 現在の措置区域と期間

- 横浜市、川崎市、相模原市(4月20日～7月11日)
- 厚木市、座間市(4月28日～7月11日)
- 小田原市(6月1日～7月11日)

### 【措置期間終了区域】

- 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町(6月20日まで)



# 県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数 (4月8日～14日)    保健所別新規感染者数 (4月16日～22日)    保健所別新規感染者数 (4月28日～5月4日)    保健所別新規感染者数 (5月18日～5月24日)    保健所別新規感染者数 (6月11日～6月17日)    保健所別新規感染者数 (6月30日～7月6日)

保健所	新規感染者数 (過合計)	人口10万人当たり 新規感染者数															
横浜	422	11.23	横浜	623	16.57	横浜	666	17.72	横浜	764	20.33	横浜	507	13.49	横浜	611	16.26
川崎	276	17.93	川崎	411	26.69	川崎	399	25.92	川崎	435	28.26	川崎	285	18.51	川崎	285	18.51
相模原	81	11.20	相模原	95	13.13	相模原	77	10.65	相模原	93	12.86	相模原	86	11.90	相模原	106	14.66
横須賀	22	5.64	横須賀	33	8.43	横須賀	55	14.09	横須賀	52	13.32	横須賀	45	11.53	横須賀	67	17.17
藤沢	37	8.47	藤沢	45	10.31	藤沢	59	13.51	藤沢	44	10.07	藤沢	25	5.72	藤沢	41	9.39
茅ヶ崎管内	24	8.25	茅ヶ崎管内	34	11.69	茅ヶ崎管内	42	14.44	茅ヶ崎管内	53	18.22	茅ヶ崎管内	23	7.91	茅ヶ崎管内	15	5.16
県域	206	9.91	県域	304	14.63	県域	271	13.04	県域	332	15.98	県域	225	10.83	県域	254	12.22
(平塚管内)	31	5.32	(平塚管内)	50	8.53	(平塚管内)	60	9.61	(平塚管内)	111	19.05	(平塚管内)	45	7.72	(平塚管内)	73	12.53
(鎌倉管内)	32	10.55	(鎌倉管内)	57	18.81	(鎌倉管内)	54	18.46	(鎌倉管内)	25	8.24	(鎌倉管内)	14	4.62	(鎌倉管内)	25	8.24
(小田原管内)	52	15.47	(小田原管内)	33	9.81	(小田原管内)	17	6.54	(小田原管内)	55	16.36	(小田原管内)	53	15.77	(小田原管内)	38	11.30
(厚木管内)	91	10.63	(厚木管内)	164	19.16	(厚木管内)	140	18.23	(厚木管内)	141	16.48	(厚木管内)	113	13.20	(厚木管内)	118	13.79
県合計	1,068	11.59	県合計	1,545	16.76	県合計	1,569	16.80	県合計	1,773	19.24	県合計	1,196	12.98	県合計	1,379	14.96

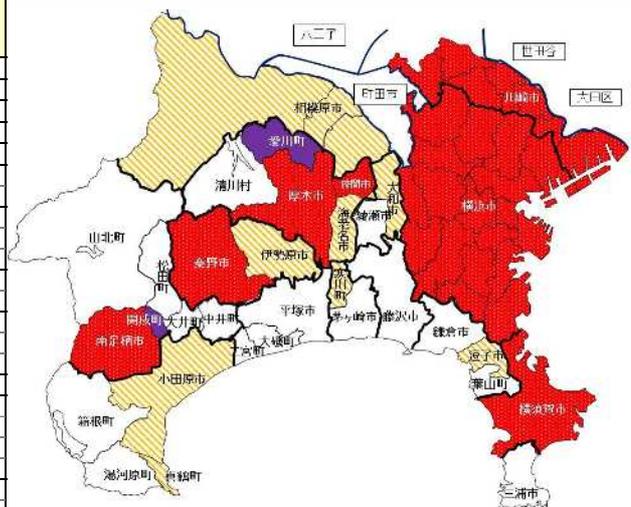
Kanagawa Prefectural Government

# 県内市町村別の新規感染者の発生状況

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

市町村	保健所	人口 (10万人)	6/23-6/29		6/30-7/6		傾向	市町村
			新規 報告	人口10万 人当たり	新規 報告	人口10万 人当たり		
横浜市	横浜市	37.58	606	16.13	611	16.26	→	横浜市
川崎市	川崎市	15.40	236	15.33	285	18.51	↗	川崎市
相模原市	相模原市	7.23	85	11.76	106	14.66	↗	相模原市
横須賀市	横須賀市	3.90	56	14.35	67	17.17	↗	横須賀市
藤沢市	藤沢市	4.37	41	9.39	41	9.39	→	藤沢市
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	2.42	11	4.54	10	4.13	→	茅ヶ崎市
寒川町	茅ヶ崎市	0.49	4	8.24	5	10.30	↗	寒川町
平塚市	平塚	2.58	27	10.48	24	9.31	→	平塚市
二宮町	平塚	0.28	2	7.26	1	3.63	↘	二宮町
大磯町	平塚	0.31	1	3.21	0	0.00	↘	大磯町
秦野市	秦野	1.64	13	7.91	33	20.09	↑	秦野市
伊勢原市	伊勢原	1.02	2	1.96	15	14.69	↑	伊勢原市
鎌倉市	鎌倉	1.73	8	4.63	13	7.52	↗	鎌倉市
逗子市	鎌倉	0.57	6	10.53	6	10.53	→	逗子市
葉山町	鎌倉	0.32	3	9.51	3	9.51	→	葉山町
三浦市	三崎	0.42	1	2.39	3	7.18	↗	三浦市
小田原市	小田原	1.89	32	16.93	25	13.22	↘	小田原市
箱根町	小田原	0.11	1	9.15	0	0.00	↘	箱根町
湯河原町	小田原	0.23	3	12.78	0	0.00	↘	湯河原町
真鶴町	小田原	0.07	0	0.00	1	14.87	↑	真鶴町
南足柄市	足柄上	0.41	2	4.85	7	16.97	↑	南足柄市
山北町	足柄上	0.10	0	0.00	0	0.00	→	山北町
中井町	足柄上	0.09	0	0.00	0	0.00	→	中井町
大井町	足柄上	0.17	6	35.17	0	0.00	↓	大井町
松田町	足柄上	0.11	0	0.00	0	0.00	→	松田町
開成町	足柄上	0.18	0	0.00	5	27.47	↑	開成町
厚木市	厚木	2.24	54	24.13	39	17.43	↓	厚木市
海老名市	厚木	1.36	10	7.38	17	12.54	↑	海老名市
座間市	厚木	1.31	18	13.77	24	18.36	↗	座間市
愛川町	厚木	0.39	9	22.92	10	25.47	↗	愛川町
清川村	厚木	0.03	0	0.00	0	0.00	→	清川村
大和市	大和	2.39	29	12.13	24	10.04	↘	大和市
綾瀬市	大和	0.84	10	11.87	4	4.75	↓	綾瀬市

Kanagawa Prefectural Government

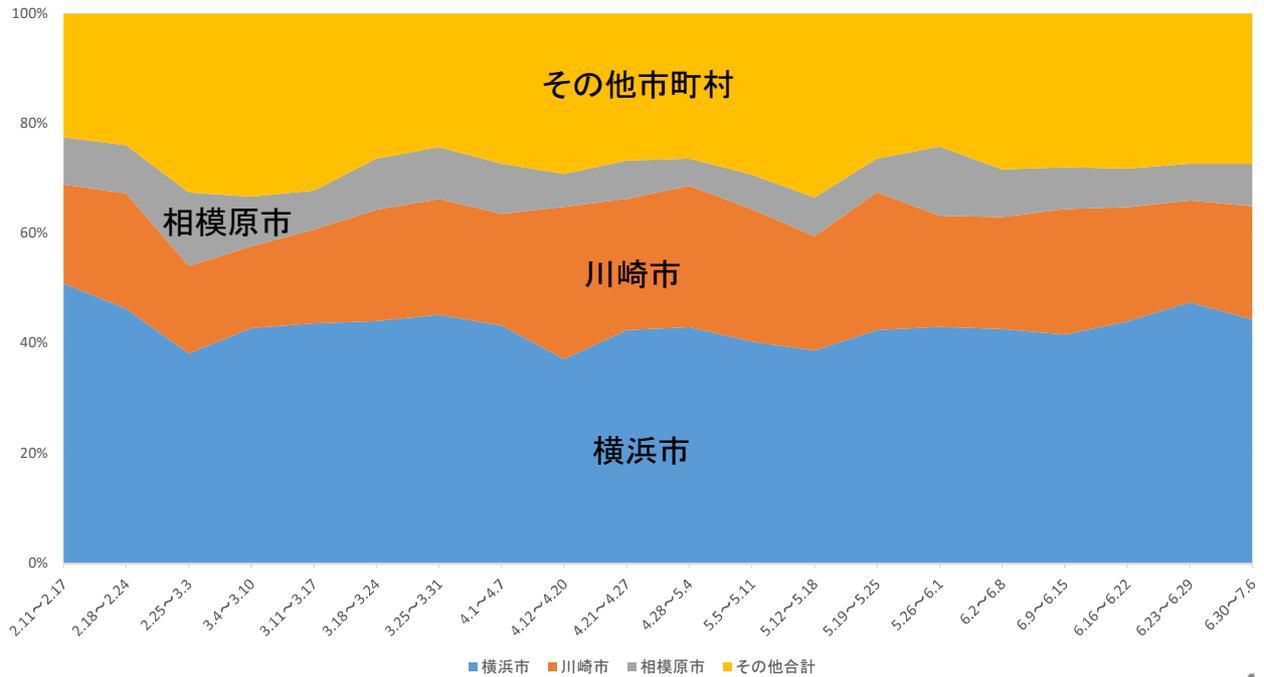


25人以上 (ステージⅣ)	紫	
15人~25人 (ステージⅢ)	赤	
10人~15人 (ステージⅡ)	黄	

## 県内新規感染者の居住市町村別の割合①

半年を通じて、県内の新規感染者のうち、3政令市が7割を占めている。

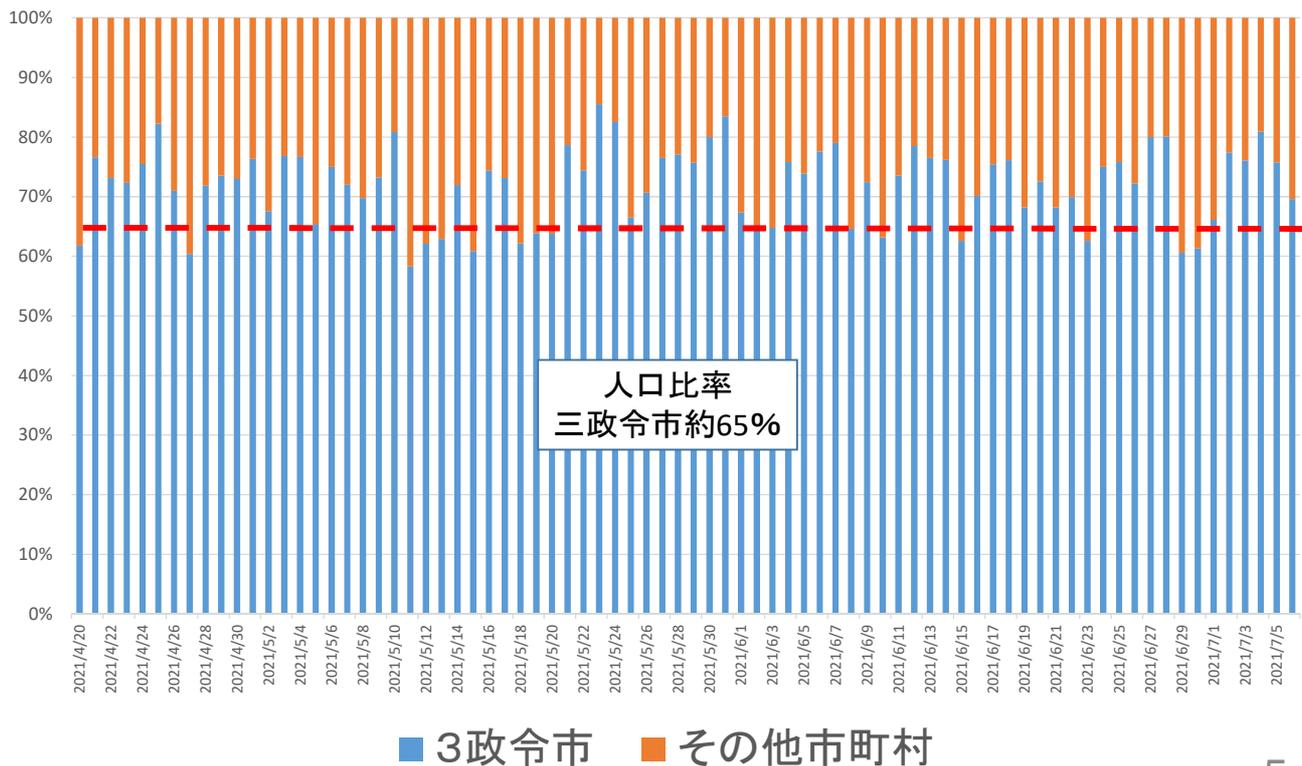
- ・ 横浜市は概ね4割前後で推移
- ・ 川崎市は概ね2割前後で推移
- ・ 相模原市は概ね1割前後で推移



4

## 県内新規感染者の居住市町村別の割合②

令和3年4月20日以降の3政令市とその他市町村の新規感染者数の割合



5

## 措置開始からの居住市町村別県内新規感染者数①

	4月21日～7月6日 新規感染者数	10万人あたりの新規感染者 (7日間平均)		4月21日～7月6日 新規感染者数	10万人あたりの新規感染者 (7日間平均)
横浜市	6,805	16.46	小田原市	313	15.05
川崎市	3,562	21.03	箱根町	20	16.64
相模原市	1,171	14.72	湯河原町	24	9.29
横須賀市	563	13.11	真鶴町	3	4.06
藤沢市	518	10.78	南足柄市	43	9.47
茅ヶ崎市	231	8.67	山北町	4	3.82
寒川町	51	9.55	中井町	5	4.90
平塚市	394	13.90	大井町	30	15.98
二宮町	22	7.26	松田町	7	5.96
大磯町	24	7.01	開成町	26	12.98
秦野市	199	11.01	厚木市	513	20.84
伊勢原市	163	14.52	海老名市	255	17.10
鎌倉市	192	10.09	座間市	197	13.70
逗子市	52	8.29	愛川町	69	15.98
葉山町	32	9.22	清川村	3	8.96
三浦市	42	9.13	大和市	335	12.73
			綾瀬市	146	15.75

6

## 措置開始からの居住市町村別県内新規感染者数②

	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26~6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30~7.6
横浜市	16.47	17.72	17.43	19.77	19.56	15.41	15.59	13.17	13.57	16.13	16.26
川崎市	22.60	25.92	25.40	25.98	28.32	17.73	18.25	17.60	15.72	15.33	18.51
相模原市	13.97	10.65	14.11	18.53	14.66	23.38	16.46	12.59	11.20	11.76	14.66
横須賀市	9.99	14.09	11.02	21.01	12.30	9.22	9.74	11.27	14.09	14.35	17.17
藤沢市	12.36	13.51	17.86	14.65	10.07	9.39	7.56	6.41	8.01	9.39	9.39
茅ヶ崎市	11.97	14.85	8.67	15.27	14.44	5.78	3.30	8.67	3.71	4.54	4.13
寒川町	6.18	12.36	4.12	14.42	26.79	6.18	2.06	4.12	10.30	8.24	10.30
平塚市	9.31	8.93	11.64	44.63	25.23	5.43	12.42	9.31	6.21	10.48	9.31
二宮町	3.63	3.63	3.63	3.63	10.89	10.89	18.16	10.89	3.63	7.26	3.63
大磯町	16.07	6.43	16.07	3.21	3.21	0.00	16.07	3.21	9.64	3.21	0.00
秦野市	4.87	4.26	12.17	8.52	14.00	14.61	9.74	10.35	14.61	7.91	20.09
伊勢原市	24.49	28.41	14.69	16.65	13.71	17.63	13.71	8.82	4.90	1.96	14.69
鎌倉市	17.93	17.93	15.04	14.46	5.78	9.83	8.10	5.20	4.63	4.63	7.52
逗子市	8.77	10.53	5.26	7.02	8.77	15.79	5.26	3.51	5.26	10.53	10.53
葉山町	19.02	6.34	12.68	19.02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9.51	9.51
三浦市	9.57	11.96	14.35	14.35	4.78	2.39	16.74	11.96	4.78	2.39	7.18
小田原市	9.52	5.29	17.46	22.75	15.87	15.34	20.63	12.70	15.87	16.93	13.22
箱根町	0.00	0.00	27.46	54.92	18.31	36.61	9.15	9.15	18.31	9.15	0.00
湯河原町	4.26	4.26	12.78	25.55	21.29	0.00	4.26	8.52	8.52	12.78	0.00
真鶴町	0.00	0.00	14.87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87
南足柄市	2.42	2.42	4.85	24.24	7.27	2.42	14.54	14.54	9.69	4.85	16.97
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20.99	10.49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.79	21.57	10.79	10.79	0.00	0.00
大井町	0.00	0.00	5.86	29.30	41.03	11.72	23.44	17.58	11.72	35.17	0.00
松田町	9.36	0.00	0.00	9.36	28.08	0.00	9.36	0.00	0.00	0.00	0.00
開成町	27.47	10.99	5.49	10.99	0.00	10.99	5.49	16.48	27.47	0.00	27.47
厚木市	21.00	19.21	22.79	19.66	16.53	17.87	26.81	23.68	20.11	24.13	17.43
海老名市	13.28	23.61	30.25	22.87	25.82	13.28	22.13	9.59	7.38	7.38	12.54
座間市	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36
愛川町	7.64	7.64	10.19	38.21	7.64	5.09	10.19	28.02	12.74	22.92	25.47
清川村	32.84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大和市	11.71	8.78	19.65	21.74	12.13	9.62	17.14	8.36	8.78	12.13	10.04
綾瀬市	18.99	22.55	24.92	22.55	23.74	10.68	14.24	5.93	13.06	11.87	4.75

7

## 措置区域設定の考え方

### 【考え方】

- 措置の延長期間が長期間になることを見据え、重点措置期間全体を通じた感染状況、直近の状況などを総合的に評価、判断する。
- 政令市である、横浜市、川崎市、相模原市は、東京都に隣接しており、人口及び新規感染者の絶対数も多いことから、引き続き措置区域とする。
- 人口規模が少ない市町村は、少数の感染者数でも変動が大きいことなどから、ステージⅢ以上であっても措置区域としない。



これまでの措置期間を通じた平均で、政令市以外の一定の人口規模を有する市町村のうち、ステージⅢ以上は、小田原市、厚木市、海老名市、綾瀬市。(P6)  
このうち、小田原市、海老名市、綾瀬市は変動が大きく、直近は比較的落ち着いた。(P7)

**政令市(横浜市、川崎市、相模原市)は措置区域継続  
措置期間のすべての週でステージⅢ以上にある厚木市を措置区域とする。**

※感染状況に大きな変化があれば措置区域見直しなどを検討

8

## 7月12日以降の措置区域

### 横浜市、川崎市、相模原市、厚木市



9

# 措置内容について

10

## 酒類提供に係る要請事項

国の対処方針の変更で、酒類は原則、提供停止。  
酒類提供停止を解除した6月21日以降、感染者数は増加傾向であり、本県が独自に設定したブレーキ措置の基準(週平均1日230人)を超えたため、措置区域内は、原則、酒類提供停止を要請する。

- 7月12日以降、措置区域内は、原則、酒類提供停止を要請する。
- ただし、県の認証を受けた「マスク飲食実施店」又は、7月11日までにマスク飲食実施店の認証申請を行った店舗は要請の対象外とし、現在の条件※で酒類提供を可能とする。  
※「11時から19時まで」、「滞在時間90分以内」、「1組4人以内、又は同居家族」
- なお、7月31日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行った店舗は、その認証申請を行った翌日以降、現在の条件で酒類の提供を可能とする。
- 申請後の現地確認等で「マスク飲食実施店」の認証条件を満たしていないことが判明した場合は、酒類の提供停止を要請するとともに、条件を満たしていなかった期間の協力金を交付しない。

11

## 事業者への要請(飲食店等)

措置区域	その他区域
<p>○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項)</p> <p>【時間】5時から20時まで</p> <p><b>原則、酒類の終日提供停止(酒の持込み含む)</b> ただし、「マスク飲食実施店」、又は7月11日までに 認証申請を行った店舗を除く</p> <p>(7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行えなかった店舗で、 7月31日までの間に、認証申請を行った場合には、その認証申請を 行った翌日以降、酒類の提供を可能とする。)</p> <p><b>マスク飲食実施店が酒類提供する際の条件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の提供時間を11時から19時まで</li> <li>・酒類提供店の滞在時間(90分以内)、</li> <li>・人数(1組4人以内、同居家族)</li> </ul>	<p>○営業時間の短縮要請(法第24条第9項)</p> <p>【時間】5時から21時まで</p> <p><b>酒類の提供は11時から20時まで</b></p> <p><b>酒類提供店の滞在時間(90分以内)、 人数(1組4人以内、同居家族) 感染防止対策の基本4項目の遵守※</b></p>
<p>○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>・入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置※</li> <li>・事業所の消毒</li> <li>・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない 者の入場の禁止※</li> <li>・施設の換気※</li> <li>・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※</li> <li>・飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染 防止に効果のある措置</li> </ul>	<p>○まん延防止等の措置(法第24条第9項)</p> <p>同左</p>
<p>○必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項)</li> <li>・要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)</li> <li>・命令のための立入検査等(法第72条)</li> <li>・命令違反等に対する過料(法第80条)</li> </ul>	
<p>○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p>	

12

## 大規模集客施設への要請

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	<p><b>人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする</b> ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>
	<p><b>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)</b> <b>5時から21時※までの営業時間短縮要請</b></p> <p>床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで</p>	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	<p><b>人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする</b> ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>
	<p><b>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)</b> <b>5時から20時※までの営業時間短縮要請</b></p> <p>床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで</p>	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	<p><b>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)</b> <b>5時から20時までの営業時間短縮要請</b></p> <p>床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	<p><b>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)</b> <b>5時から20時までの営業時間短縮要請※</b></p> <p>床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く</p>	<p>(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>

Kanagawa Prefectural Government

13

## 事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

14

## 事業者への要請(飲食店等以外の施設) ②

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ</li> <li>○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ</li> <li>○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ</li> <li>○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。</li> <li>○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</li> </ul>	

Kanagawa Prefectural Government

15

## 事業者への要請(イベントの制限)

措置区域	その他区域										
○収容人数等の要請(法24条第9項)											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <th rowspan="3">5,000人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     ・クラシックコンサート                      ・演劇、寄席、古典芸能等                      (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)                      ・展示会 等                 </td> <td>                     ・ロック、ポップコンサート                      ・スポーツイベント 等                 </td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
収容率		人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人									
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等										
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)										
※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。											
○営業時間短縮の働きかけ 【時間】5時から21時まで 飲食を伴うテナントは、5時から19時まで	○営業時間短縮の働きかけ 【時間】5時から21時まで 飲食を伴うテナントは、5時から20時まで										
○酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ ○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) ○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ											

Kanagawa Prefectural Government

16

## 県民への要請

### 県内全域(措置区域+その他区域)

#### ○生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

#### ○時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

#### ○感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

#### ○飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

#### ○感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

#### ○東京2020大会は、おうちでおひとりおひとり熱い声援の要請

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

Kanagawa Prefectural Government

17

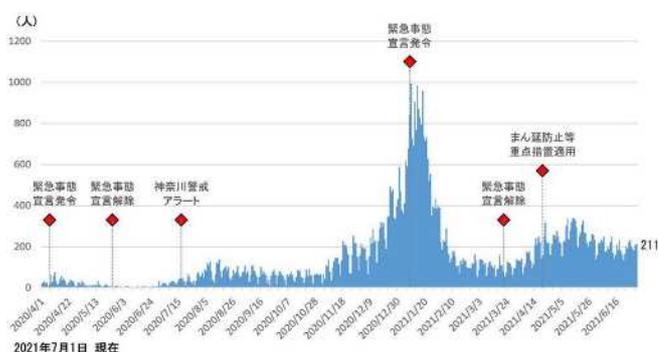
# 抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑制策

医療危機対策本部室

2021.7.8 ver.3

## 1 感染対策の現状と対応策の限界

新規感染者数の推移（人）



- ・ 第4波、新規感染者数は下げ止まりから増加傾向が続いている
- ・ 高齢者施設など向け定期PCR検査による施設向け対策は進む一方、**高齢者施設など向けPCR検査により施設向け対策は進んだ**
- ・ 既にまん延防止等重点措置により**飲食店の営業制限**を行っているが、下げ切るには**十分な低減効果が出ていない**

- ・ **患者数・クラスターが増え、長期化は精緻な積極的疫学調査を困難にする**
- ・ **感染性が高い変異ウイルスの浸透が従前の常識的対応との矛盾が生じる**

感染拡大を防止する「急所」のすり抜けがある状況で、  
「点」で押さえる戦略は限界を迎つつある

# 新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

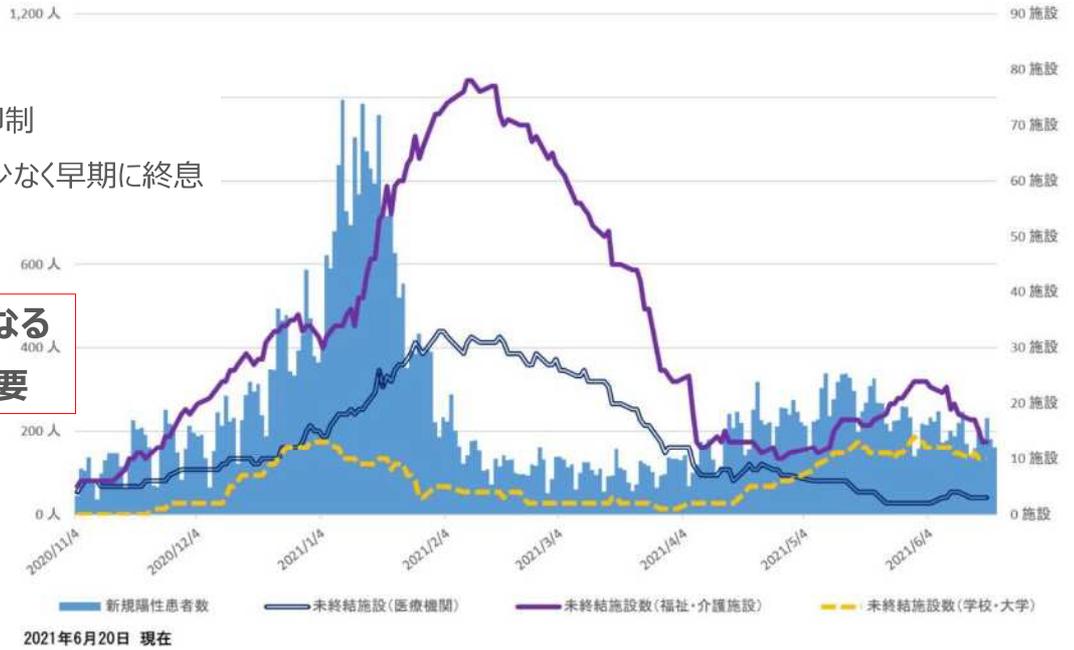
新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

第4波は第3波と比して

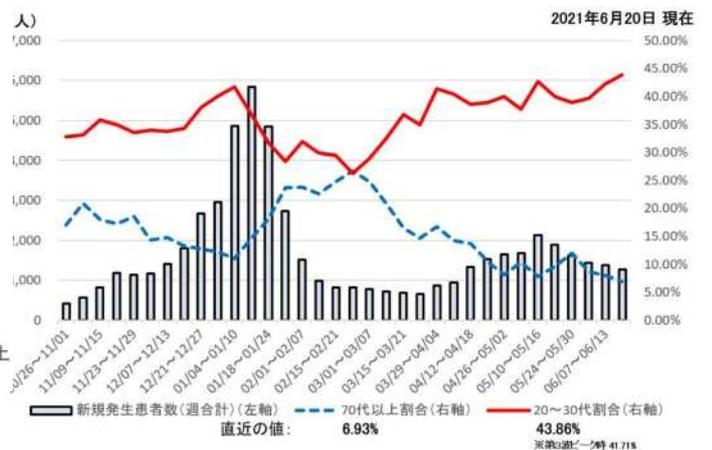
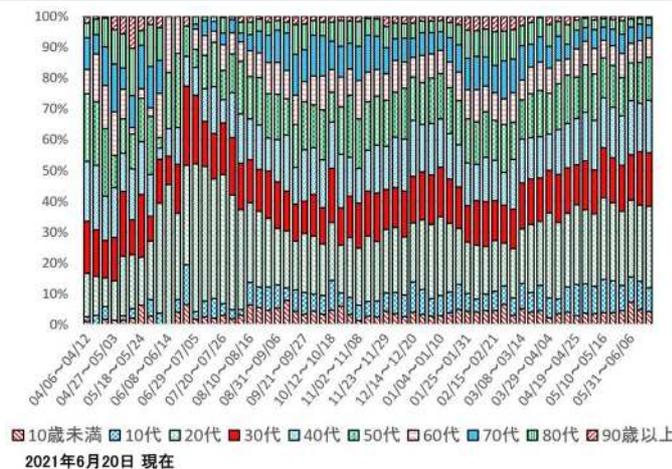
# 医療機関クラスターはほぼ抑制

# 高齢者施設等クラスターは少なく早期に終息

病院、高齢者施設とは異なる  
ターゲットに対する対策必要



# ターゲット世代転換に関わる施策を



20・30歳代、40・50歳代

の感染者比率が高い状態が継続している

就学・就労世代をターゲットに対する対策必要

## 2-1 神奈川県抗体検査の解析

### ① 市中の抗体保有状況調査

2021年1～3月に20歳以上の県内在住者のうち、**ランダム**に抗体検査を実施

$$\frac{\text{抗体保有者数 } 17\text{人}}{\text{検査数 } 1,404\text{人}} = \text{市中の抗体保有率 } \underline{1.2\%}$$

同時期の陽性者数は全県民の0.5%※

※県民約920万人に対する3月までの陽性者数48,070人の割合

### ② 発熱等の有症状者の抗体保有状況調査

2021年3月に20歳以上の県内在住者のうち、**LINEパーソナルサポートにて発熱等の症状有り**と回答した者を対象として抗体検査を実施

$$\frac{\text{抗体保有者数 } 87\text{人}}{\text{検査数 } 703\text{人}} = \text{有症状者の抗体保有率 } \underline{12.4\%}$$

有症状者にはコロナ既往者が多いことが判明

4

## 2-2 神奈川県抗体検査結果への考察

抗体検査で判明した市中感染率 1.2% - 実際に判明した陽性者率 0.5%  
= 0.7%が検査を受けずにすり抜けてしまっている

※県民約920万人に対する3月までの陽性者数48,070人の割合

- 考えられる理由：
1. 症状が軽く、短期間であったため検査を受けようと思わなかった
  2. 検査を受ける（受けた）ことを理由に学校や職場を休むことに抵抗があった
  3. 医療機関等でPCR検査を受けることに抵抗があった

各個人が自宅で軽度の症状を自覚した際に  
通勤・通学を控え、医療機関を受診しようとする仕組みが必要

5

### 3 方針・対応の転換

2020年以来実施してきた「点」「急所」に対する対応策

- ・ 感染リスクが高い場・機会をターゲットとした施策（飲食店等）
- ・ 患者発生周辺の公衆衛生学的手法で調査（積極的疫学調査）

社会へのウイルスの浸透を前提にした「面」での対応策

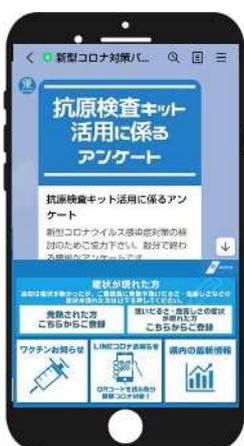
「いつでも・どこでも」の手軽さ

- ・ 発病したらセルフチェック（抗原検査キット）
- ・ 感染可能性が高い際（セルフチェックで陽性）の登校・出勤を思いとどまらせる
- ・ 医療機関受診の心理的なハードルを下げる

6

### 4 抗原検査に係るLINEパーソナルサポート上でのアンケート

アンケート画面

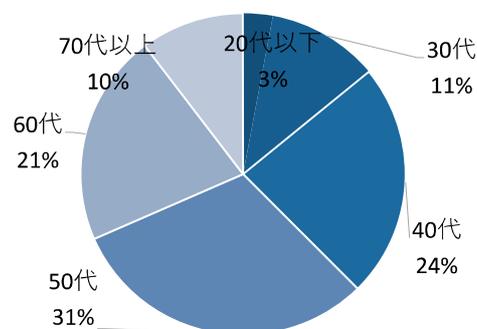


質問事項

問1	年齢
問2	有症状時に、PCR検査を受けるため医療機関を受診するか？
問3	有症状時に、通勤や通学を控えるか？
問4	「抗原検査」とは何か知っているか？
問5	自身や家族の有症状時に、抗原検査キットが手元があれば利用するか？
問6	問5の理由は？
問7	抗原検査キットで陽性が判明したら、医療機関を受診するか？
問8	抗原検査キットで陽性が判明したら、通勤や通学を控えるか？

実施期間：2021年5月29日～6月1日

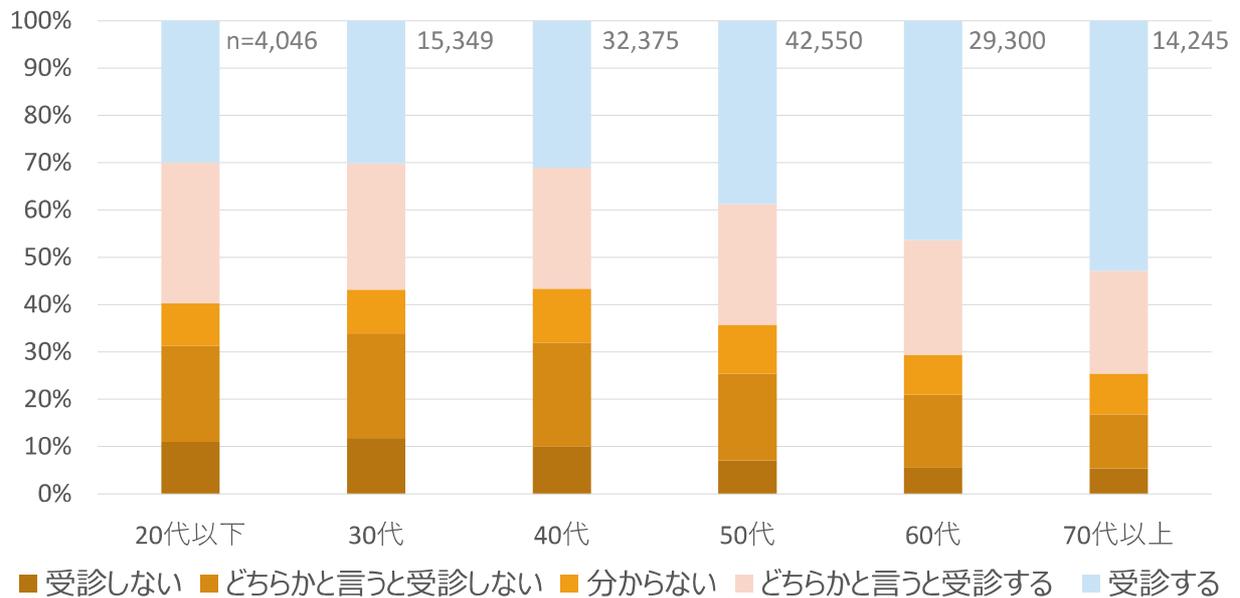
有効回答数：137,865件



抗原検査キットを配布することで人々に行動変容を促せるかどうかのアンケートを実施

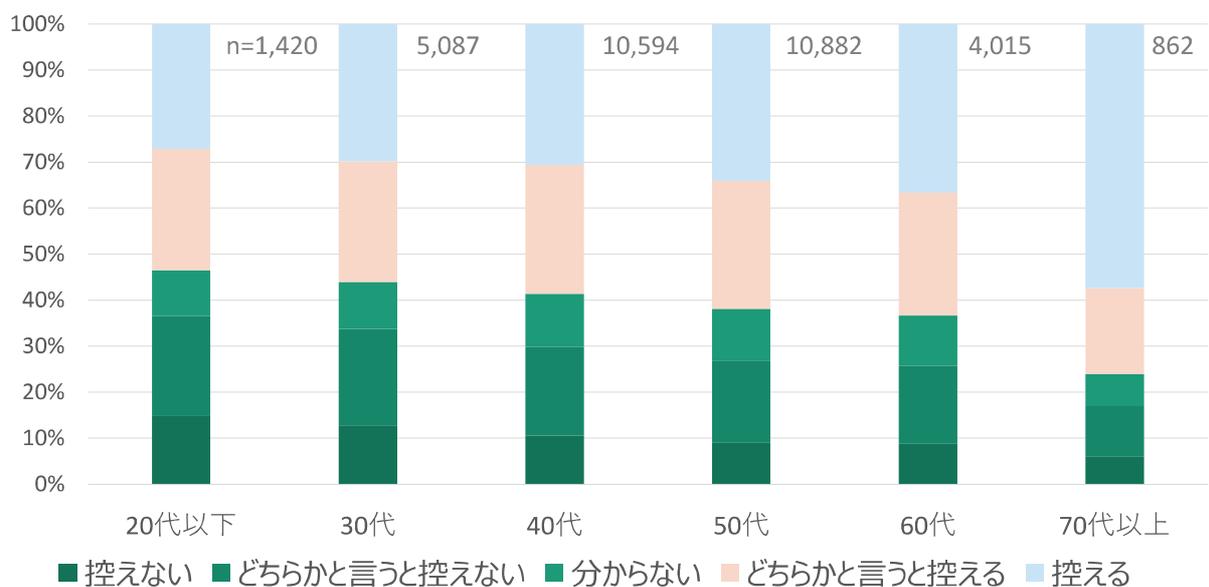
7

## 症状が出た場合に医療機関を受診するか ⇒40代以下では約4割が受診しない



8

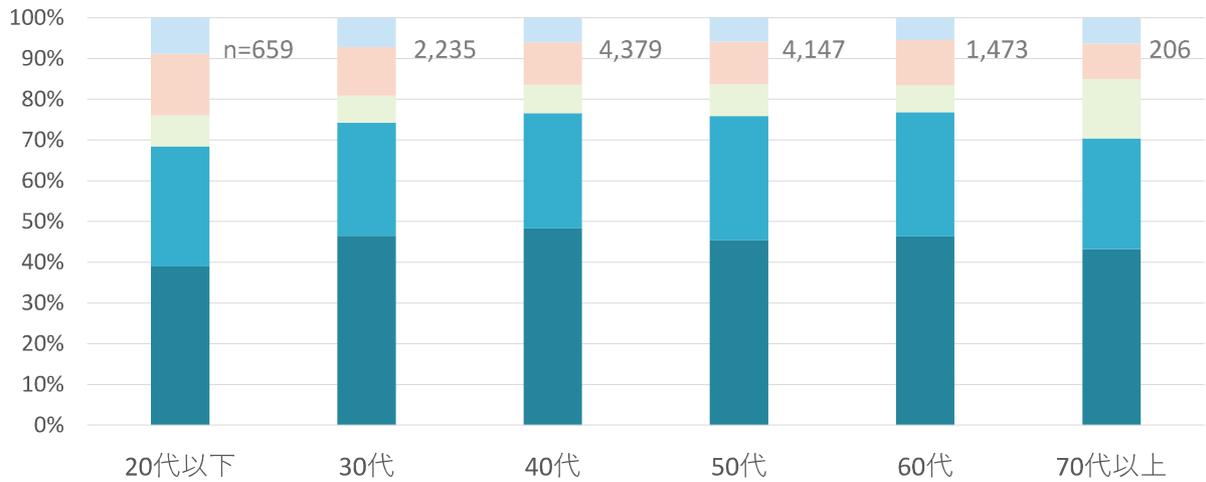
## 医療機関を受診しない人は通勤や通学を控えるか ⇒60代以下では4割前後が通勤や通学を続ける



\*母数：症状が出た場合に医療機関を【受診しない、どちらかと言うと受診しない、分からない】と回答した人数

9

## 通勤や通学を控えない人は検査キットを利用するか ⇒全世代で7割前後（分からないを含めると8割前後）が利用

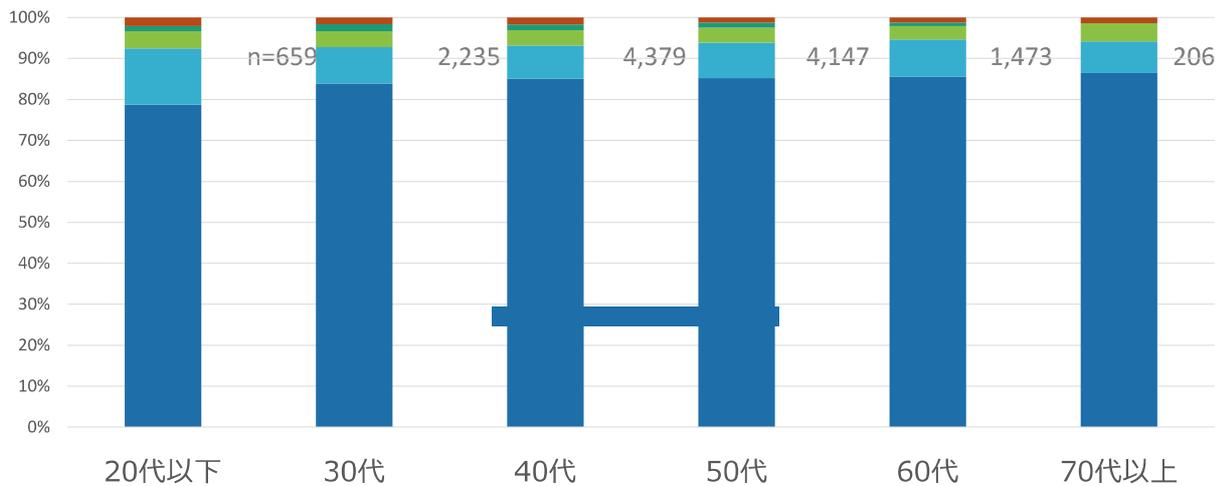


■ 利用したい ■ どちらかという利用したい ■ 分からない ■ どちらかという利用しない ■ 利用しない

\* 母数：症状が出た場合に医療機関を【受診しない、どちらかと言うと受診しない、分からない】と回答した人数のうち、症状が出た場合に通勤や通学を【控えない、どちらかと言うと控えない、分からない】と回答した人数

10

## 検査キットで陽性が判明したら通勤や通学を控えない人は 医療機関を受診するか⇒全世代で9割以上が受診する

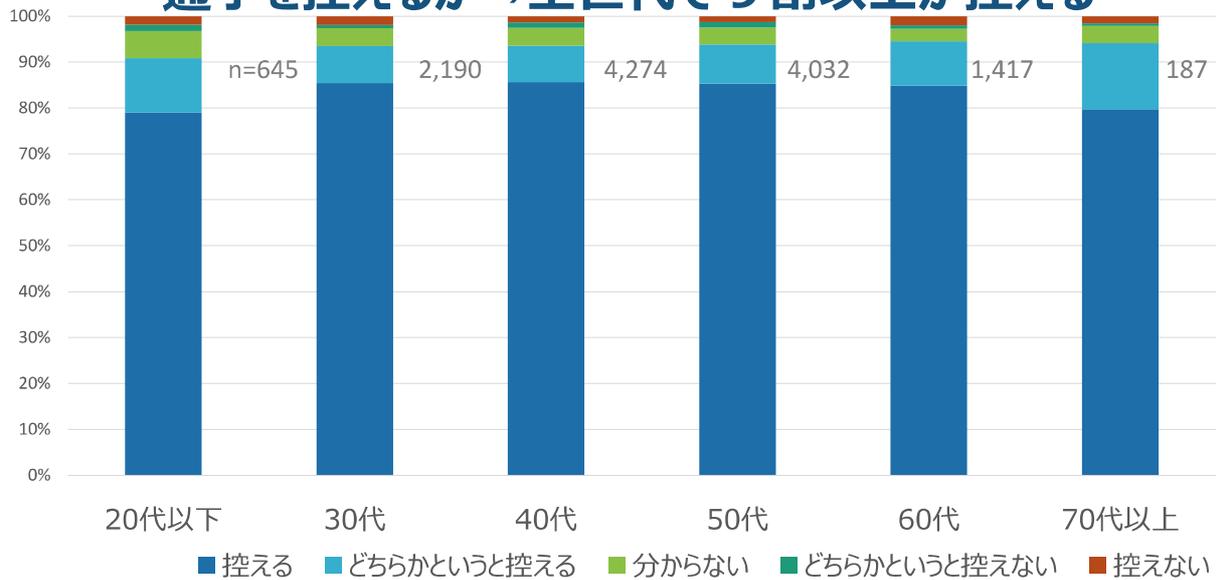


■ 受診する ■ どちらかという受診する ■ 分からない ■ どちらかという受診しない ■ 受診しない

\* 母数：症状が出た場合に医療機関を【受診しない、どちらかと言うと受診しない、分からない】と回答した人数のうち、症状が出た場合に通勤や通学を【控えない、どちらかと言うと控えない、分からない】と回答した人数

11

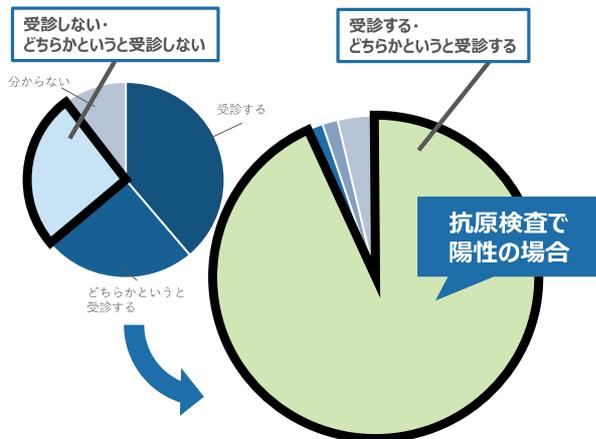
## 検査キットで陽性が判明したら通勤や通学を控えない人は通勤や通学を控えるか⇒全世代で9割以上が控える



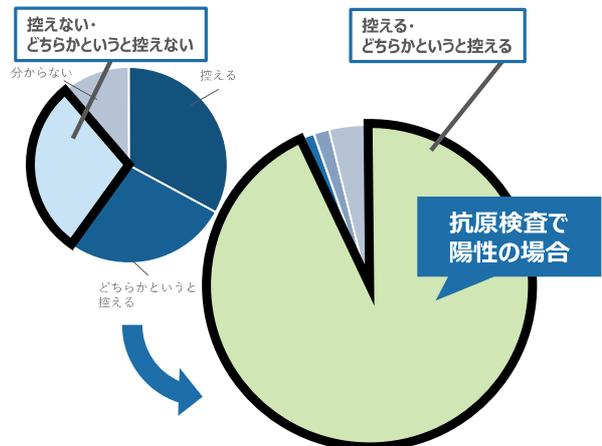
\* 母数：症状が出た場合に医療機関を【受診しない、どちらかと言うと受診しない、分からない】と回答した人数のうち、症状が出た場合に通勤や通学を【控えない、どちらかと言うと控えない、分からない】と回答した人数

## 抗原検査に係るLINEパーソナルサポート上でのアンケート

有症状時に、医療機関を受診するか？



有症状時に、通勤や通学を控えるか？



症状があっても医療機関を受診せず通勤通学を控えない人でも、抗原検査で陽性が判明すると9割以上が医療機関を受診し通勤通学を控えることが分かった

## 5-1 今後の課題 1 : ワクチン接種が一定程度進んだ際に生じる問題

1. ワクチン接種が一定程度進む

2. 既接種者による経済活動が活発化する

3. 感染が拡大する？



ワクチン接種が進んだ諸外国では、開放感から未接種者も感染対策を怠り始め、感染を拡大させたと思われる傾向が見られる

ハイリスク行動を抗原検査キットでカバーできないか？

(仮説) 抗原検査キットの配布は感染拡大の抑止に一定の役割

14

## 7 短期・長期戦略

ステップ1 パーソナルサポート上での先行的な配布

→ パーソナルサポートを通じて希望者に抗原検査キットを配布し、感染抑制効果を検証する

ステップ2 抗原検査キットの小中学校での配布

→ (国の財源を活用し、) 抗原検査キットを調達する

ステップ3 対象に成人含めた長期の抗原検査キットの活用

→ 国と調整して広く抗原検査キットを活用できる体制の財源を確保し、大量生産の基盤を作る

国と調整中

国の基本的対処方針を大きく前進させた戦略

国の基本的対処方針 令和2年3月28日(令和3年6月17日変更)

・・・迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約800万回程度分を確保し、配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。・・・大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、・・・迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、・・・軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促す

15

## 7-1 ステップ1 パーソナルサポート上での配布



LINEパーソナルサポートアンケートで使用肯定者に対して配送  
(2キット1パック)

LINE取り扱いについてQR  
コードから動画視聴  
+ 取扱説明書  
(キット配布時に同封)

発熱・咳・咽頭痛などの風邪症状発現時



### 抗原検査キットの使用法（フロー）

**0. 準備**  
二次元コードから、動画をご覧ください。  
このキットでの検査は、症状が出た際に行います。**（無症状の方は、使用できません）**

**1. 検体のとり方**  
① 綿棒を鼻の入り口から2cm程度、軟骨部分をめぐるようにしてゆっくり挿入します。  
② 綿棒を5秒程度ゆっくり回転させます。  
③ 5秒たったら、綿棒を十分湿らせた後、そっと引き抜きます。

**2. 検体の抽出**  
チューブのふたをはずし、綿棒の綿棒部分をチューブ内の検体処理液に浸します。  
チューブの上から、綿棒部分を突き刺さるまで10秒程度回転させ、  
綿棒部分を乾かすように綿棒を取り出します。**（検体の乾きを避けてください）**

**3. キャップをはめる**  
チューブにキャップをはめ込み、横にして、5分待ちます。

**4. 2滴 垂らす**  
キャップを付けたままチューブを逆さにし、チューブを軽く押し、  
液をキットの紫色の検体滴下部に2滴垂らします。  
**（キットとキャップの先端を1cm以上離してください）**

**5. 押す**  
水平な場所です、すみやかにキットのオレンジ色のボタンを押し、30分待ちます。  
判定部に濃縮液が落ちないようにしてください。

## 7-2 今後の進め方

### 確定検査体制確保

①抗原検査キットで陽性反応の患者の確定検査を実施可能な医療機関の調査

\* 発熱等診療医療機関1747のうち1147施設（65.7%）がPCR検査実施

②抗原検査キットにて陽性反応の場合に相談センター対応の仕組み

（相談センターは①医療機関（リスト化）を患者へ紹介）

### キット配布体制

①A社から抗原検査キット寄付  
（+国の配布予定キット？）

②2キットずつ梱包

③LINEパーソナルサポートにて希望者の確認

④郵送先確認後、抗原検査キット配布

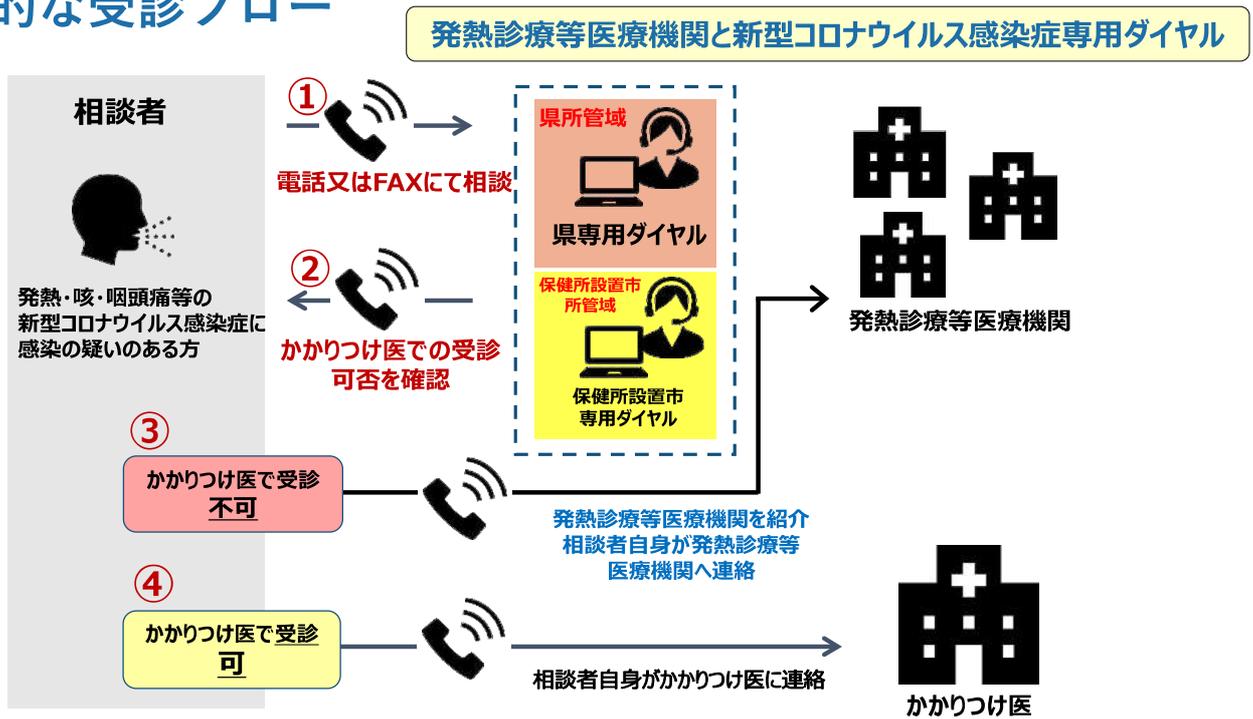
### 活用状況の把握

①LINEパーソナルサポートで使用状況

②陽性/陰性時の対応の誘導

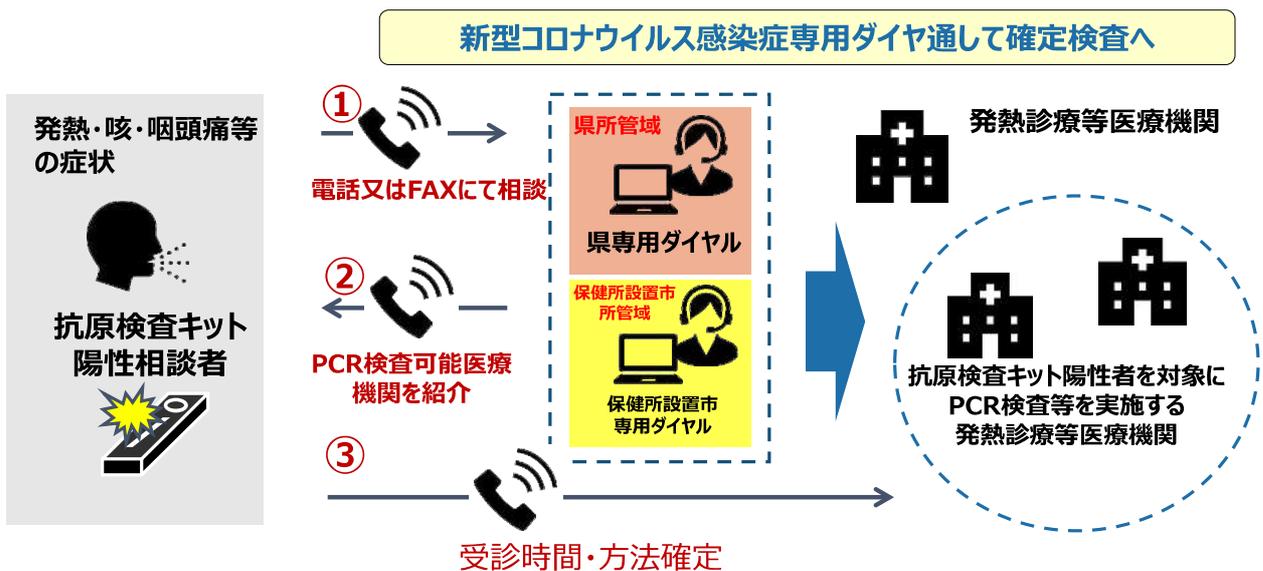
③追加配布

## 一般的な受診フロー



18

## 抗原検査キット陽性時の受診フロー



⇒PCR検査等の確定検査で陽性の場合は従前通りの対応（発生届提出など）です

19

---

## 本事業によって期待されること

- 感染が拡大する状況で（体温計測のように）県民・市民によるセルフチェックのツールの提供
- スクリーニング検査としての抗原検査キットを家庭で使用することによって感染者を医療機関受診行動の促進
- 医療機関受診による確定検査の位置づけを明確化
- 陰性者は2回検査によって偽陰性防止
- 感染者の通勤・通学を防止し感染拡大を防止するとともに偏見差別を阻止
- 職場や学校に対する周知とともに社会に対する啓発